

第4次秋田市公共交通政策ビジョン等策定業務委託仕様書（案）

第1 業務名

第4次秋田市公共交通政策ビジョン等策定業務

第2 目的

本業務は、令和3年3月に策定した第3次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通計画、以下「第3次ビジョン」という。）および第3次秋田市総合交通戦略（以下「第3次戦略」という。）が令和7年度末で計画期間終了となることから、現計画策定時からの社会経済情勢の変化、道路交通や公共交通を取り巻く環境の変化等を把握したうえで分析・評価を行い、今後の本市における公共交通を柱とする各種施策を推進するため、新たに、第4次秋田市公共交通政策ビジョン（以下「第4次ビジョン」という。）、第4次秋田市総合交通戦略（以下「第4次戦略」という。）および第4次ビジョンに即した地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）を策定するものである。

第3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日までとする。

第4 業務内容

1 計画準備

本業務の目的、趣旨を把握した上で、業務全体の方針や手順、詳細な工程計画を検討・立案し、業務計画書を作成する。

2 現計画の進捗状況の整理、目標達成状況や取り組みの検証

第3次ビジョンおよび第3次戦略に掲げられた施策の進捗状況および目標の達成状況を確認し、現計画の評価を行うとともに、路線バスの維持確保やマイタウン・バスの運行、エリア交通、バス案内サービス等これまで行ってきた取り組みについて検証し、新たな計画策定に際しての資料とする。

3 社会情勢、公共交通を取り巻く環境の変化の把握

現計画策定時に整理された社会情勢について、その後の社会や経済情勢、道路交通状況および公共交通の現状や利用状況等交通を取り巻く環境の変化を把握したうえで、まちづくりに関する上位計画や全国的な潮流の変化を整理し、計画の見直しにあたっての視点整理の基礎資料とする。

4 市民の公共交通に関する意識調査

アンケート調査の実施と調査結果を集計し、市民の公共交通に関する意識を分析する。

(1) 調査概要 民間ネットリサーチ会社の本市在住WEBアンケートモニターに対し、WEBによるアンケートを実施する。

(2) 調査規模 調査人数3,000名、想定する回収率40%

(3) 調査項目 属性、公共交通に対する満足度、交通への依存度等とし、詳細

は委託者との協議によるものとする。

5 検証結果等を踏まえた施策の検討

- (1) 現計画における施策に対する改善策の検討
- (2) 他都市の事例等も踏まえた新たな施策の検討

6 バス路線再編実施にかかる調査

令和6年度までに秋田市が実施した公共交通網再編支援業務で検討した再編路線案等をもとに、再編実施に向けて必要な資金の額・調達方法、事業実施スケジュール等をバス事業者とともに整理する。

7 想定される事業効果の把握

利便増進実施計画に基づく地域公共交通利便増進事業の実施により見込まれる効果を具体的かつ定量的に評価できるよう整理する。

8 各計画の策定

(1) 第4次戦略

- ア 歩行者、自転車関係施策
- イ 公共交通関係施策（第4次ビジョン）
- ウ 道路関係施策

なお、アのうち、自転車関係施策については、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく「秋田市自転車活用推進計画」の策定を見据えて、必要なデータの収集および新たな取組の方向性を整理する。

(2) 第4次ビジョン

第4次ビジョンは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく、公共交通施策に特化した「秋田市地域公共交通計画（マスタープラン）」として取りまとめる。

(3) 利便増進実施計画

利便増進実施計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第27条の14第2項に掲げられた事項について取りまとめる。

9 協議会等運営支援

第4次ビジョンおよび第4次戦略の策定については、秋田市地域公共交通協議会での協議を要することから、会議の運営支援（資料作成、議事録作成等）を行うものとする。支援を要する会議の開催は4回程度を想定している。

10 報告書の作成

検討内容、協議会実施状況を報告書として取りまとめる。

11 打合せ協議

委託者と受託者は、業務の適正かつ円滑な遂行のため密接な連絡調整を図るものとし、着手時、中間4回、成果品納入時の計6回程度、打合せを実施するものとする。なお、打合せ協議録は受託者が打合せ後速やかに作成し、内容を相互に確認した上で、委託者に提出するものとする。

第5 業務計画書の提出

- 1 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、委託者に提出し承

認を得ること。

2 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- (1) 検討業務内容
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制および組織図
- (4) 配置技術者一覧表および経歴書
- (5) 打合せ計画
- (6) その他、委託者が必要とする事項

3 業務計画書の記載内容に追加および変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承認を得ること。

第6 貸与資料

- 1 令和2年度 第3次秋田市公共交通政策ビジョン等策定業務委託
- 2 令和4年度 公共交通網再編支援業務委託
- 3 令和5年度 公共交通網再編支援業務委託
- 4 令和6年度 公共交通網再編支援業務委託
- 5 その他業務実施にあたり必要と認めるもの

第7 技術者の配置

- 1 受託者は、交通計画業務の実務経験が豊かな者を技術者として適正に配置するとともに、本業務の内容について十分に熟知した高度の技術・知識および実績を有する者を管理技術者および照査技術者として配置するものとする。
- 2 管理技術者および照査技術者は技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有するものとする。
- 3 管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

第8 情報収集等

受託者は、関係府省庁が作成した資料等を参考にするとともに、国等の最新動向および他の地方公共団体の取り組みも含めた最新情報を収集・活用し、本業務に必要な調査検討を行うものとする。

第9 中間報告

本業務は、本年12月を目途にパブリックコメントを実施することから、11月中に原案を策定し、報告するものとする。

第10 成果品

- 1 本業務で納入する成果品は、電子データとともに、以下のとおり印刷物により提出するものとする。なお、提出された成果品に係る権利は、委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾を受けずに第三者に公表、譲渡又は貸

与してはならない。

- (1) 報告書（A 4 版） 2 部
- (2) 第 4 次ビジョン（本編） 50部
- (3) 第 4 次ビジョン（概要版） 50部
- (4) 第 4 次戦略（本編） 50部
- (5) 第 4 次戦略（概要版） 50部

2 報告書には、報告書内で使用したデータ等の根拠や出典等を明記すること。

第11 完了検査

- 1 受託者は、本業務が完了したときは、社内での十分な精査を行った上で業務完了報告書および成果品を提出し、委託者の検査を受けなければならない。
- 2 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が確認された場合は、受託者は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに関する経費は受託者の負担とする。

第12 その他

- 1 受託者は、委託者等から貸与又は提供された資料について、常にその管理状況を明らかにし、汚損、亡失、流出等事故のないように十分注意し、業務完了までに返納または消去するものとする。
- 2 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 4 契約期間中に、第三者に与えた損害および第三者から受けた損害については、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。
- 5 成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題が生じないよう、しめるべき手続きをしたうえで、その文献、資料等の名称を明記するものとする。
- 6 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。